

東京農業大学校友会鹿児島県支部会則

(目 的)

第1条 本会は会員相互の親睦を図り、母校と社会の発展に努力することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は、東京農業大学校友会鹿児島県支部と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、鹿児島市の事務局長宅とする。

(会 員)

第4条 本会会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 1 正会員は東京農業大学を卒業又は修了したもの。
- 2 賛助会員は東京農業大学に関係があり、この会の趣旨に賛同するもの。

(事 業)

第5条 本会は第1条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 母校との連絡、懇談会、講演会、各会合の開催。
- 2 会員相互の親睦を図るための催し。
- 3 その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会 議)

第6条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会
 - 2 役員会
- (1) 総会は本会の最高機関にして毎年1回開催する。但し、必要がある場合は臨時に開催することができる。
- (2) 役員会は必要に応じて開催する。

(役 員)

第7条 本会に下記役員を置く。

- | | | | |
|---|-------|--------------|------------|
| 1 | 顧 問 | 若干名 | |
| 2 | 支 部 長 | 1 名 | |
| 3 | 副支部長 | 若干名 | |
| 4 | 幹 事 長 | 1 名 | 幹 事 若干名 |
| 5 | 事務局長 | 1 名 | |
| 6 | 会 計 | 1 名 | (事務局長が兼ねる) |
| 7 | 会計監事 | 幹事のうちより2名の兼務 | |

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

(経費)

第9条 本会は下記の経費をもってあてる。

- 1 会費 年間2,000円
- 2 特別会費 必要に応じてその都度徴収する。
- 3 賛助金
- 4 寄付金

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第11条 本会の会計は毎年総会において報告する。

(その他)

第12条 本会の運営に関し、本規約に定めのない事項は別に役員会で決める。

附 則

- 1 この会則は、昭和56年1月17日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年8月23日から施行する。